

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 養子の数

Q : 父が亡くなりました。父の相続人の中には養子がいるのですが、法定相続人に含まれる養子の数には制限があると聞きました。どのような制限でしょうか。

A : 法定相続人の数に含める養子の数は、実子がある場合には1人、実子がない場合には2人に制限されます。

【解説】

相続税の計算過程において、法定相続人の数は重要な要素となり、この数が多いほど相続税額は安くなるという仕組みになっています。養子縁組が節税のためだけに行われるようになってきたため、このような行きすぎた節税策に対抗するために、相続税の計算上、被相続人に養子がいる場合の法定相続人に含まれる養子の数について、次のような制限が設けられました。

- (1) 被相続人に実子がいるとき
……養子のうち1人まで
- (2) 被相続人に実子がいないとき
……養子のうち2人まで

これにより養子の数が法定相続人の数に算入されない場合には、遺産に係る基礎控除額の計算のほか、相続税の総額の計算、生命保険金・退職手当金の非課税限度額の計算にも影響することになります。

なお、民法の規定によって特別養子となった者や、被相続人の配偶者の実子で被相続人の養子（連れ子養子）となった者など一定の者は、上記の制限規定の適用上は実子とみなされることとなります。

